

高松大学同窓会会則

平成12年2月17日制定

第1章 総則

(名称及び事業所)

第1条 本会は、高松大学・高松大学大学院同窓会と称し、事務所を高松大学大学内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて高松大学・高松大学大学院の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は次の事業を行う。

- 一 全学同窓会名簿の維持・管理
- 二 総会及び部会、親睦会の開催及び後援
- 三 会誌・会報の発行及び広報活動
- 四 その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会は次の会員で組織する。

- 一 正会員 高松大学または高松大学大学院の卒業生・修了生で、会費を納めた者
- 二 在籍会員 高松大学または高松大学大学院の在籍者で、会費を納めた者
- 三 準会員 会費を納めた者で、上記1. 2の要件を満たさない者（但し除籍者は除く）
- 四 特別会員 高松大学または高松大学大学院の職員・旧職員（非常勤講師を除く）

第3章 役員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 執行役員 若干名
- 四 代議員 若干名
- 五 監事 2名
- 六 顧問 3名
- 七 部会長 3名

(役員の選任)

第6条 役員の選任は次により行う。

- 一 会長、副会長、監事、部会長は正会員から総会において互選する。
- 二 執行役員、代議員は正会員から会長が委嘱する。

三 顧問は、四国高松学園理事長、高松大学長、高松大学副学長を充てる。

(役員職務)

第7条 役員は次の職務を分掌する。

- 一 会長 本会を代表し会務を統括する。
- 二 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を代行する。
- 三 執行役員 会長の指揮を受けて会務の運営に当たる。
- 四 代議員 本会の運営を円滑に行うための職務を行う。
- 五 監事 本会の会計を監査し、必要に応じ本会の業務を監査する。
- 六 部会長 本部会を代表し会務を統括する。

(役員任期)

第8条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で異動が生じた場合は、前任者の任期を引き継ぐものとする。

第4章 会議

(総会および部会、支部会)

第9条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。但し会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
- 3 総会は次にあげる事項を審議承認する。
 - 一 役員会の審議・決議事項に関する報告
 - 二 その他本会運営に関する重要事項
- 4 総会は会長が招集し、議長を務める。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数の賛成により承認する。
- 6 本会に経営学部会、発達科学部会、留学生部会を置き、会員相互の親睦を図り、併せて高松大学の発展に寄与することを目的とする。
- 7 本会に地区ごとの支部を置くことができる。支部会則については別に定める。

(役員会)

第10条 役員会は、必要に応じて会長が招集し開催する。

- 2 役員会は、次にあげる事項を審議、決定及び執行する。
 - 一 役員改選に関する事
 - 二 会則・規則等の改正に関する事
 - 三 決算承認・予算議決に関する事
 - 四 本会事業に関する事
 - 五 その他本会運営に関する事項
- 3 役員会は会長が議長を務める。
- 4 役員会の議事は、出席者の2/3以上の同意によって決する。

第5章 会計

(経費)

第11条 本会の運営に要する経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入を持って充てる。

(会費)

第12条 本会の入会金及び会費は在学中に徴収し、いかなる事由があろうとも返還しない。

2 入会金及び会費は以下の通りとする。

一 入会金は5,000円とする

二 会費は、終身制とし10,000円とする。

(臨時会費)

第13条 特別の事業を行うために必要があるときは、臨時に特別会費を徴収することができる。

(会費免除)

第14条 本会の特別会員のうち高松大学または高松大学大学院を卒業・修了していない者については入会金、会費を免除する。

2 高松短期大学卒業後高松大学に入学した者については入会金を免除する。

3 高松大学を卒業後高松大学大学院へ入学した者は、大学院入学時の入会金、会費を全額免除する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計報告及び監査)

第16条 執行役員は、事業年度の初めにその年の歳入歳出の予算書、前年度決算書を作成し、役員会の決議を得て監事の監査を受けて総会の承認を得なければならない。

附 則

本会則は、平成17年10月30日から施行する。

附 則

本会則は、平成22年10月17日より施行する。

附 則

本会則は、平成25年10月13日より施行する。